

平成28年度「外国出願支援事業」について

公益財団法人京都産業21では、知的財産権を活用して海外の出願国において事業展開を行う府内中小企業者の皆様を支援するため、外国出願支援事業の公募を実施します。

記

1 内 容

外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標及び、冒認対策商標の登録・出願に要する経費の一部を助成します。

2 公 募

(1) 受付期間 **平成28年5月9日(月)～5月27日(金)**

(2) 応募資格 ■京都府内に本社を置く中小企業者等(みなし大企業を除く)

地域団体商標に係る外国出願の場合は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人

■申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等(PCT出願含む)を行っている出願であって、以下のいずれかに該当する方法により、**平成28年12月20日**までに外国特許庁へ同一内容の出願を行い、**平成29年1月20日**までに京都産業21へ実績報告書を提出予定であること。

・パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法

・特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT出願を同国の国内段階に移行する方法)

・マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

■**過去に地域中小企業等外国出願支援事業に採択された企業も対象企業者となります。**

【公募要領及び申請書ダウンロード】 <http://www.ki21.jp/information/tokkyo/h28/>

(3) 助成内容 ■採択予定件数 特許7件 実用新案1件 意匠1件 商標及び冒認対策商標9件

■助成率 1/2以内

■一企業の助成金総額(一会計年度内：消費税等を除く) 300万円以内/年

■一出願別の助成金額(一会計年度内：消費税等を除く)

(イ) 特許 150万円以内/件

(ロ) 実用新案、意匠または商標(冒認対策商標は除く) 60万円以内/件

(ハ) 冒認対策商標 30万円以内/件

■助成対象経費 ・外国出願料 ・現地代理人費用

・国内代理人費用 ・翻訳費用 など

同一企業&同一出願の場合、「過去年度と合わせた」上限の適用はなくなり、「一会計年度内」とします。

一企業の上限額は京都産業21の他に日本貿易振興機構(JETRO)・京都高度技術研究所で各々採択された場合はその合計額となります。

(詳細は京都産業21までお問い合わせください)

(4) 採択決定 **審査日 平成28年6月17日(予定)、7月初旬 採択事業者決定(予定)**

(5) 提出方法 持参又は郵送(**5月27日の消印有効**)

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時。

(6) 提出先及び問合せ先 (公財) 京都産業21 イノベーション推進部 産学公住連携グループ

TEL: 075-315-9425

E-mail: sangaku@ki21.jp